社会福祉法人　潤青会　まほろばショートステイ
ユニット型指定短期入所生活介護事業
ユニット型介護予防短期入所生活介護事業
運営規程

第１章　事業の目的及び運営方針

（目的）

第１条　社会福祉法人潤青会が運営するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正なユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（利用定員）

第３条　利用定員は１０名とする

２　ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一　ユニット数　　１ユニット

二　ユニットごとの利用定員　１０名

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者１名

ニ　事務員２名

三　生活相談員１名

四　計画担当介護支援専門員１名

五　介護職員３６名

六　看護職員６名
七　機能訓練指導員１名
八　嘱託医師１名
九　管理栄養士１名

第３章　サービス利用に当たっての留意事項

（内容及び手続きの説明及び同意等）

第５条　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

２　事業所は、正当な理由なくユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介の提供を拒んではならない。

３　事業所は、当該ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第６条　事業所は、当該ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提供する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定や要介護認定等の有無及び要支援認定や要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

２　事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

（要支援及び要介護の認定等の申請に係る援助）

第７条　事業所は、要支援認定及び要介護認定をうけていない利用申込者に対しては要支援認定及び要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２　事業所は、要支援認定及び要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第８条　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（事業の開始及び終了）

第９条　事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

２　事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービス提供の記録）

第１０条　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文章の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第４章　ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の内容及び利用料その他の費用の額

（取扱い方針）

第１１条　事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿った自律的な日常生活を営むことができるようにする為、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

２　ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

３　ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

４　ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護

事業は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5　従業者は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

7　事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8　事業所は、自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（(介護予防）短期入所生活介護計画）

第１２条　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記録した短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2　短期入所生活介護計画または介護予防短期入所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3　管理者は、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4　管理者は、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

第１３条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一　日常生活における家事を、利用者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援

二　適切な方法による入浴機会の提供（入浴ができないときは清拭）
三　排泄の自立についての適切な支援
四　おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
五　離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）
第１４条　事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
２　事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
３　事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
４　事業所は、利用者が相互に社会的関係が築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（機能訓練）
第１５条　事業所は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）
第１６条　医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
２　従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（相談及び援助）
第１７条　事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他サービスの提供）
第１８条　事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動に機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
２　事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

第１９条　事業所は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業に係る居宅サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

一　食事の提供に要する費用

二　滞在に要する費用

三　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五　通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

六　理美容代

七　その他ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

３　前項第７号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

４　第２項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については文章により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５　事業所は法定代理サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第２０条　前条第２項第５号に規定する通常の送迎の実施地域は、藤岡市、高崎市の区域とする。

第５章　非常災害対策

（非常災害対策）

第２１条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に

備える為、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第６章　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止の対応）

第２２条　事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施。

二　施設が整備した虐待防止のための指針の策定。

三　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

第７章　その他運営に関する事項

（利用者に関する市町村への通知）

第２３条　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一　正当な理由なしにユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態及び要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第２４条　事業所は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

２　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

３　事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理等）

第２５条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

（掲示）

第２６条　事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情　解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持等）

第２７条　従業所は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

２　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第２８条　事業所は、提供したユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

第２９条　ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の事業運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事故発生の対応）

第３０条　事業所は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損

害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束）

第３１条　事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第３２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（就業環境の確保）

第３３条　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第３４条　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業所は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

一　（介護予防）短期入所生活介護計画
二　第１０条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
三　第１１条第６項に規定する身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
四　第２２条に規定する市町村への通知にかかる記録
五　第２７条第２項に規定する苦情の内容等の記録
六　第２９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第８章　雑則

（改正）
第３２条　この規程の改正は理事会の議決により行う。

附則
１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
２　この規程は一部改定し、平成２１年　５月　１日より施行する。
３　この規程は一部変更し、平成２４年　４月　１日より施行する。
４　この規程は一部変更し、平成２６年　４月　１日より施行する。
５　この規程は一部変更し、平成２７年　４月　１日より施行する。
６　この規程は一部変更し、平成２９年１２月　１日より施行する。
７　この規程は一部変更し、平成３０年　４月　１日より施行する。
８　この規程は一部変更し、平成３０年　８月　１日より施行する。
９　この規程は一部改定し、令和　元年１０月　１日より施行する。
１０　この規程は一部改定し、令和　３年　４月　１日より施行する。
１１　この規程は一部改定し、令和　６年　４月　１日より施行する。

まほろば ショートスティ 料金表 （1割負担の方）

			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型・ショート	利用料①		529	656	704	772	847	918	987
	食費②（1日）基準費用額1,445円	1段階	300	300	300	300	300	300	300
		2段階	600	600	600	600	600	600	600
		3段階①	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		3段階②	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日）基準費用額2,006円	1段階	880	880	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計1日あたり	1段階	1,709	1,836	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167
		2段階	2,009	2,136	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467
		3段階①	2,899	3,026	3,074	3,142	3,217	3,288	3,357
		3段階②	3,199	3,326	3,374	3,442	3,517	3,588	3,657
		4段階	4,229	4,356	4,404	4,472	4,547	4,618	4,687

※ 上記の利用料以外に、下記の加算が加わります。※ 加算については、ご利用される方の状態や施設の体制により増減します。

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円	1日
機能訓練体制加算	12 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円	1月
個別機能訓練加算	56 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円	1月
看護体制加算Ⅰ	4 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 円	1日
看護体制加算Ⅱ	8 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円	1日
医療連携強化加算	58 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円	1日
看取り連携体制加算	64 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅳ	20 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
認知症行動心理症状緊急対応加算	200 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
若年性認知症利用者受入加算	120 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
送迎加算	184 円	片道	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数×113/1,000	
緊急短期入所受入加算	90 円	1日			
長期利用減算	−30 円	1日			
口腔連携強化加算	50 円	1回			
療養食加算	8 円	1回			
在宅中重度者受入加算	421 円	1日			
	417 円	1日			
	413 円	1日			
	425 円	1日			

※法定外給付

電　気　代	テレビ貸出料　100円／日　　（別途電気代40円／日が加算されます） 個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定

まほろば ショートスティ 料金表 （2割負担の方）

			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型・ショート	利用料①		1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
	食費②（1日）基準費用額1,445円	1段階	300	300	300	300	300	300	300
		2段階	600	600	600	600	600	600	600
		3段階①	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		3段階②	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日）基準費用額2,006円	1段階	880	880	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計1日あたり	1段階	2,238	2,492	2,588	2,724	2,874	3,016	3,154
		2段階	2,538	2,792	2,888	3,024	3,174	3,316	3,454
		3段階①	3,428	3,682	3,778	3,914	4,064	4,206	4,344
		3段階②	3,728	3,982	4,078	4,214	4,364	4,506	4,644
		4段階	4,758	5,012	5,108	5,244	5,394	5,536	5,674

※ 上記の利用料以外に、下記の加算が加わります。※ 加算については、ご利用される方の状態や施設の体制により増減します。

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	200 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅰ	6 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅱ	400 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅱ	8 円	1日
機能訓練体制加算	24 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅰ	200 円	1月
個別機能訓練加算	112 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	20 円	1月
看護体制加算Ⅰ	8 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	44 円	1日
看護体制加算Ⅱ	16 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅱ	36 円	1日
医療連携強化加算	116 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅲ	12 円	1日
看取り連携体制加算	128 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅱ	36 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅳ	40 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
認知症行動心理症状緊急対応加算	400 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
若年性認知症利用者受入加算	240 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
送迎加算	368 円	片道	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数×113/1,000	
緊急短期入所受入加算	180 円	1日			
長期利用減算	−60 円	1日			
口腔連携強化加算	100 円	1回			
療養食加算	16 円	1回			
在宅中重度者受入加算	842 円	1日			
	834 円	1日			
	826 円	1日			
	850 円	1日			

※法定外給付

電　気　代	テレビ貸出料　100円／日　　（別途電気代40円／日が加算されます） 個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定

まほろば ショートスティ 料金表 （3割負担の方）

			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型・ショート	利用料①		1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
	食費②（1日）基準費用額 1,445円	1段階	300	300	300	300	300	300	300
		2段階	600	600	600	600	600	600	600
		3段階①	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		3段階②	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日）基準費用額 2,006円	1段階	880	880	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計 1日あたり	1段階	2,767	3,148	3,292	3,496	3,721	3,934	4,141
		2段階	3,067	3,448	3,592	3,796	4,021	4,234	4,441
		3段階①	3,957	4,338	4,482	4,686	4,911	5,124	5,331
		3段階②	4,257	4,638	4,782	4,986	5,211	5,424	5,631
		4段階	5,287	5,668	5,812	6,016	6,241	6,454	6,661

※ 上記の利用料以外に、下記の加算が加わります。※ 加算については、ご利用される方の状態や施設の体制により増減します。

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	300 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅰ	18 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅱ	600 円	1月	認知症専門ケア加算Ⅱ	24 円	1日
機能訓練体制加算	36 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅰ	600 円	1月
個別機能訓練加算	168 円	1日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	60 円	1月
看護体制加算Ⅰ	12 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	132 円	1日
看護体制加算Ⅱ	24 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅱ	108 円	1日
医療連携強化加算	174 円	1日	サービス提供体制強化加算Ⅲ	36 円	1日
看取り連携体制加算	192 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅱ	54 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
夜勤職員配置加算Ⅳ	60 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
認知症行動心理症状緊急対応加算	600 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
若年性認知症利用者受入加算	360 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
送迎加算	552 円	片道	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数×113/1,000	
緊急短期入所受入加算	270 円	1日			
長期利用減算	−90 円	1日			
口腔連携強化加算	150 円	1回			
療養食加算	24 円	1回			
在宅中重度者受入加算	1,263 円	1日			
	1,251 円	1日			
	1,239 円	1日			
	1,275 円	1日			

※法定外給付

電　気　代	テレビ貸出料　100円／日　　（別途電気代40円／日が加算されます） 個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定